

令和 6 年 4 月 1 日以降の変更点について

(1) 医療費（公費負担）について

事項	現行 (令和 6 年 3 月 31 日まで)	令和 6 年 4 月 1 日以降
新型コロナ ウイルス感染症 治療薬	<p>公費負担は継続（ただし、一部自己負担あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額については、公的医療保険の自己負担割合の区分等により以下のとおり異なります。 (自己負担の上限額) <p>1 割の方：3,000 円、 2 割の方：6,000 円、3 割の方：9,000 円</p>	<p>終了 医療保険の自己負担割合に応じた負担</p>
入院医療費	<p>公費負担は継続（ただし、公費負担部分の金額は縮小）</p> <p>高額療養費制度の自己負担限度額から原則 1 万円を減額</p>	

(2) 検査費用（現行と変更ありません）について

医療機関で受診・検査した際の検査費用は、自己負担です。

※公費で負担する取扱いは終了しております。

(3) 入院調整および搬送について

事項	現行 (令和 6 年 3 月 31 日まで)	令和 6 年 4 月 1 日以降
入院調整	<p>原則、医療機関間による入院調整 <u>入院調整困難かつ重症・中等症Ⅱ等の患者</u>については、<u>保健所を介さず</u>、大阪府が入院調整業務を委託する医療機関が支援</p>	<p>原則、医療機関間による入院調整</p> <p>※重症・中等症Ⅱ等の患者への入院支援業務についても終了</p>
搬送	<p>各施設で決定・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関・自家用車等 病院車 民間救急車 救急車（緊急時） 	<p>変更なし</p>

(4) 行政検査について

事項	現行 (令和6年3月31日まで)	令和6年4月1日以降
高齢者施設等集団検査	施設で陽性者が発生した場合に保健所判断で、高齢者施設等の従事者・入所者を対象に集団検査を実施	終了 注：保健所判断で、検査を実施する場合があります。
高齢者施設等従事者の大集中検査	入所系・居住系の高齢者施設等の従事者は3日に1回の抗原定性検査(大阪府事業)、 通所系・訪問系は週1回のPCR検査を実施(堺市事業)	終了

○保健所による助言対応

保健所による感染拡大防止の相談対応等は、引続き随時実施します。

(5) 新型コロナウイルス感染症発生時の報告について

令和6年4月以降に発生した新型コロナウイルス感染症にかかる発生時の報告は、他の感染症と同様に別紙1-1の様式をご使用いただき、感染症等の種類欄の「その他」のかっこ内に「新型コロナ」と記入の上、ご報告いただきますようお願いいたします。

なお、以下のとおり、①報告を行う基準、②対象となる社会福祉施設等、③報告先については、変更ありません。

①報告を行う基準 (変更ありません。)

<p>ア. <u>新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者または重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合</u></p> <p>イ. <u>新型コロナウイルス感染症による患者または疑われる患者が、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合</u></p> <p>ウ. <u>新型コロナウイルス感染症が通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</u></p>
--

②対象となる社会福祉施設等 (変更ありません。)

別紙1-2のとおり

③報告先 (変更ありません。)

保健所(感染症対策課)と高齢者関連施設等連絡先宛にそれぞれご報告ください。

保健所：感染症対策課 Mail：kantai@city.sakai.lg.jp または、FAX：072-222-9876

高齢者関連施設等連絡先：介護事業者課 Mail：kaiji@city.sakai.lg.jp

または、FAX：072-228-7481

障害福祉サービス課 Mail：shosa@city.sakai.lg.jp

または、FAX：072-228-8918

※市の委託事業は、委託事業の所管課に報告して下さい。